

「東北地方建設産業社会保険未加入対策推進協議会」 の開催について

建設産業においては、社会保険等の未加入企業が存在し、若年入職者の減少や不公正な競争環境が生じているなどの問題があることから、本年度より、行政・発注者・元請企業・下請企業・建設労働者等の関係者が一体となって社会保険未加入問題への対策を進めることとしております。

東北地方においても、建設業団体、関係団体、行政等で構成する「東北地方建設産業社会保険未加入対策推進協議会」を設立し、併せて第1回協議会を下記のとおり開催いたします。

記

1. 日 時：平成24年8月30日（木） 10：30～12：00
2. 場 所：ハーネル仙台（仙台市青葉区本町2-12-7） 2階 松島
3. 議 題：（1）東北地方建設産業社会保険未加入対策推進協議会の規約について
（予 定）（2）社会保険未加入対策推進協議会（全国協議会）の活動状況について
（3）社会保険未加入対策の今後の取組等について
（4）その他
4. その他：会場の収容人数の関係上、傍聴は報道関係者のみとさせていただきます。なお、カメラ撮りは、冒頭のみ可能です。

〈発表記者會〉：宮城県政記者会、東北電力記者会、東北専門記者会

問い合わせ先

国土交通省東北地方整備局 022-225-5531（代表）

建政部 計画・建設産業課長 かたがわ さとる 片川 覚（内線 6121）

建政部 計画・建設産業課 建設専門官 さとう かつや 佐藤 勝也（内線 6142）

「東北地方建設産業社会保険未加入対策推進協議会」の開催について

I. 社会保険未加入対策の要旨

建設産業においては、雇用、医療及び年金保険について、法定福利費を適正に負担しない保険未加入企業が存在し、技能労働者の医療、年金など、いざと言うときの公的保障が確保されず、若年入職者減少の一因となっているほか、関係法令を遵守して適正に法定福利費を負担する事業者ほど競争上不利になるという矛盾した状況が生じていることから、中央建設業審議会からの提言により、行政・発注者・元請企業・下請企業・建設労働者等の関係者が一体となって社会保険未加入問題への対策を進めることとしております。

本対策の必要となる推進体制として、「社会保険未加入対策推進協議会」（以下全国協議会）が設置され、国土交通本省において、平成24年5月29日に建設業者団体、関係団体、行政（建設業担当部局、保険担当部局）等が出席の下、全国協議会が開催されました。

II. 東北地方建設産業社会保険未加入対策推進協議会の内容

東北地方におきましても、東北地方整備局が事務局となり、本対策の更なる推進体制として、東北地方における建設業団体、関係団体、行政（建設業担当部局、保険担当部局）等で構成する、「東北地方建設産業社会保険未加入対策推進協議会」（以下、東北地方推進協議会）を設置し、社会保険未加入対策を関係者が一体となって総合的かつ継続的に実施してまいります。

また、8月30日に第1回東北地方推進協議会を開催いたします。

【参考】東北地方推進協議会への参加予定団体等数：68

〔全国協議会参加団体の内、東北6県（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県福島県）を包括する支部等、社会保険労務士会、行政書士会、東北地方整備局、厚生労働省地方機関、各県、日本年金機構東北ブロックなど〕

社会保険未加入問題への対策の概要

※社会保険未加入対策推進協議会資料(平成24年5月29日開催)抜粋

課題

- 下請企業を中心に、特に年金、医療、雇用保険に未加入の企業が存在
- 技能労働者の処遇が低下し、若年入職者減少の一因
- 適正に法定福利費を負担する企業ほど受注競争上不利

総合的対策の推進

1. 行政・元請・下請等の関係者が一体となった保険加入の推進

- ①行政、建設業者団体、関係団体による推進協議会の設置(全国・地方ブロック(都道府県単位)で設置)
- ②各建設業団体による保険加入計画の策定・推進
- ③行政、関係団体、保険者等様々な主体による周知・啓発

2. 行政による制度的チェック・指導

- ①建設業許可・更新時の加入状況確認
 - ・建設業許可・更新の申請時に保険加入状況を確認し、未加入企業を指導。
- ②建設業担当部局による監督
 - ・建設業法に基づく立入検査等により、保険加入状況、元請企業の下請企業指導状況を確認・指導。指導・通報をしても、なお保険関係法令に違反する企業に対する監督処分。
- ③経営事項審査の厳格化
 - ・経営事項審査における保険区分の明確化、減点幅の拡大。
- ④社会保険担当部局(厚生労働省)との連携
 - ・社会保険担当部局への通報、社会保険担当部局からの働きかけ

※平成29年度までの中間時点でそれまでの実施状況を検証・評価し、対策の必要な見直しを行った上で、計画的に推進する。

3. 建設企業の間組

- 元請企業による下請指導
 - ・施工体制台帳、再下請通知書、作業員名簿等により、下請企業の保険加入状況を把握し、未加入企業を指導。
- 元請企業・下請企業による重層下請構造の是正に向けた取組
 - ・元請企業、下請企業(特に1次下請企業)による重層下請の抑制に向けた啓発・指導。
 - ・下請企業における適正な受注先企業の選定、未加入企業との請負契約締結の抑止。
- 建設企業(特に下請企業)における取組
 - ・雇用関係にある社員と請負関係にある者の明確化・雇用化の促進。
 - ・雇用関係にある者の保険加入徹底。
 - ・業界における見積時の法定福利費の明示等。

4. 法定福利費の確保

- ①発注者への要請・周知、元請企業への指導
- ②業界における見積時の法定福利費の明示
- ③ダンピング対策 ④重層下請構造の是正

5. その他

- ①就労履歴管理システムの普及・活用 ②社会保険適用促進に向けた研究

目指す姿

実施後5年を目途に、企業単位では許可業者の加入率100%、労働者単位では製造業相当の加入状況を目指す。

- これにより、
- 技能労働者の処遇の向上、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保
 - 法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築
- を実現

社会保険加入推進体制

I. 推進体制の構築

【中建審の提言抜粋(本年3月)】

「今後は、行政・発注者・元請企業・下請企業・建設労働者等の関係者が一体となって、社会保険未加入は許さないとの固い決意をもって対策に取り組むことが不可欠である。このため、必要な推進体制を速やかに構築し、それぞれの立場からの取組を着実に進めるべきである。」

【対応方針】

- 行政、建設業者団体、関係団体による推進協議会の設置
社会保険未加入対策を行政、建設業者団体、関係団体等の関係者が一体となって継続的に実施するため、保険未加入対策推進協議会を全国及び地方ブロックに設置する。
- 各建設業団体による保険加入促進計画の策定・推進
保険未加入対策推進協議会に参加する各建設業者団体は、それぞれの立場から主体的な取組を計画的に進めるため、計画期間5年間の社会保険加入促進計画を策定し、毎年フォローアップを実施する。

II. 社会保険未加入対策推進協議会の設立

1 全国協議会

(1)活動内容

- ①社会保険未加入対策を進める上で課題に関する意見の交換
- ②社会保険未加入対策に関する取組方針についての協議・確認
- ③社会保険加入の徹底に向けた周知及び啓発
- ④関係者の取組状況の情報共有及び意見の交換

(2)構成

学識経験者(蟹澤芝浦工業大学教授、水町東京大学教授)、建設業者団体・発注者団体・労働者団体(73団体)、厚生労働省・日本年金機構(社会保険担当部局)、国土交通省(建設業担当部局)

(3)今後の予定

- 第1回:H24年5月29日(火)
- ・社会保険未加入対策の推進の申し合わせ
 - ・社会保険加入促進計画の作成依頼 など
- 第2回:H24年10月予定
- ・社会保険加入促進計画の公表
 - ・法定福利費の標準見積り取りまとめ など

2 地方協議会

- (1)地域ごとに、その実情に応じた加入徹底をきめ細かく行う観点から、地方ブロックにおいても協議会を開催
- (2)構成: 学識経験者(必要に応じ)・建設業者団体・厚生労働部局・建設業担当部局

3 ワーキンググループ

- (1)全国協議会の下に、主な関係団体の実務担当者及び行政担当者により構成されるワーキンググループを設置。
- (2)協議会に諮る事項の事前調整、周知・啓発の具体的な内容など必要な事項について意見交換。
- (3)構成メンバーは、日建連、全建、全建総連、日本躯体、日建大協、全鉄筋、日左連、日塗装、日空衛、電設協、日機協の建設業団体、社会保険担当部局(厚生労働省)及び建設業担当部局(国土交通省)。

III. 加入促進計画

- 建設企業の社会保険加入を計画的に進めるため、参加建設業者団体はそれぞれ、社会保険加入促進計画を策定する。
- 策定した計画は、全国協議会等において情報共有し、他団体の取組の参考とする。
- 傘下企業の加入状況は、アンケート調査等により把握し、記載する。
- 初年度(平成24年度)については、第2回協議会までに計画を登録する。
- 2年目以降は、年1回フォローアップを行う。